

1－（１）歴史的景観を再生するための補助制度の拡充

（国土交通省）

京都には、世界文化遺産に登録されている 14 の社寺等をはじめ、多数の文化財が点在し、その周辺には多くの歴史的な町並みが残されています。

京都市では、このような歴史的な町並みを残す景観上枢要な地区において、建造物の外観の維持又は向上のための修理修景に対する助成など市独自の保全・再生制度を活用し、歴史的な環境や町並み景観の保全に永らく取り組んできました。

しかし、歴史的な建造物の保全・再生には、長期にわたり多額の経費を必要とするため、昨今の厳しい財政状況の下では、京都市の単独事業として、これ以上の補助対象の拡大や歴史的に重要な建造物の買取等は困難な状況にあります。

そのような中、昨年度、国において景観形成総合支援事業が創設され、さらに今年度、歴史的風致の維持及び向上に関する法律が制定され、新たに歴史的環境形成総合支援事業が創設されたことは、京都の良好な景観の保全にとって大きな追い風になるものと期待しています。

しかしながら、景観形成総合支援事業につきましては、事業の適用期間や補助対象範囲が限定されているため、建造物の保全のためには十分とは言えません。そこで、より実効性のある事業とするため制度の拡充を要望します。また、今後、地域の景観の核となる景観重要建造物の指定が増加することに伴い、増築等の許可を受けることができないため損失を受けた所有者から補償の請求が起こることも想定されます。そこで、損失の補償を行う地方自治体への財政措置を提案します。

さらに、歴史的環境形成総合支援事業につきましても、歴史的環境の保全・整備により形成される歴史都市・京都の美しい景観は、地域の資産であるとともにわが国の宝であることに鑑み、当該事業については、国家的事業として位置付け、それにふさわしい補助率の設定と併せて、電柱や電線類をなくす無電柱化事業の国庫補助金の補助率の引上げや、これに伴うグレードアップ舗装の財政措置について、格別の御配慮をいただくよう要望します。

提案事項

- 1 景観形成総合支援事業の補助制度の拡充
- 2 景観重要建造物に係る許可を受けることができないために損失を受けた所有者への損失の補償を行う地方自治体への財政措置
- 3 歴史的環境形成総合支援事業を国家的事業として位置付け、それにふさわしい補助率の設定

要望事項

無電柱化事業の補助金等の拡充

主な提案先：国土交通省（都市・地域整備局都市計画課景観室，公園緑地課，市街地整備課，道路局路政課，国道・防災課，地方道・環境課）

京都市の担当課：都市計画局 都市景観部 景観政策課長 高谷基彦 TEL 075-222-3397

建設局 道路建設部担当部長（道路環境整備課長事務取扱） 佐伯英和 TEL 075-222-3570

<参考>

○京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区等助成事業
（建物の外観を維持又は向上させるための修理等の補助金）

平成 15 年度実績	46 件	49,300 千円
平成 16 年度実績	31 件	49,300 千円
平成 17 年度実績	41 件	50,822 千円
平成 18 年度実績	30 件	50,340 千円
平成 19 年度実績	30 件	42,484 千円

○新・歴史的景観再生事業に基づく景観重要建造物助成事業
（町並み景観の整備を図り建造物を維持するための修理等の補助金）

平成 18 年度実績	4 件	6,000 千円	（京都市単独事業）
平成 19 年度実績	3 件	15,871 千円	（景観形成総合支援事業活用）

○景観重要建造物の指定

平成 17 年度	3 件
平成 18 年度	17 件
平成 19 年度	6 件
計	26 件